

# 仕 様 書

## 1 一般事項

### (1) 適用範囲

この仕様書は、令和7年度札幌市気候変動対策行動計画改定補助業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### (2) 用語の定義

この仕様書において、「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

ア 「指示」とは、業務担当者が受託者に対して指導もしくは助言することをいう。

イ 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

ウ 「承諾」とは、受託者が業務担当者に確認し、委託者の承諾を得ることをいう。

### (3) 留意事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行うこと。

ア 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ 本業務の処理に関し、知り得た秘密について他に漏らさないこと。

ウ 定められた期間内に本業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

エ 本仕様書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図及び目的を充分理解したうえで、業務を行うよう努めること。

### (4) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議すること。

## 2 業務履行

### (1) 提出書類

ア 受託者は、契約締結後速やかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

イ 承諾及び協議は、原則として書面により行うこと。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。

### (2) 手直し

受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに、訂正、補足、その他必要な措置をとること。

### (3) 打合せ

ア 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、相互に確認すること。

イ 本業務の実施に当たって、受託者の業務責任者と委託者の業務担当者は十分な連絡を取ること。

### (4) 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに成果品及び完了届を委託者に提出

し、検査を受けること。

#### (5) 個人情報の取扱

本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

#### (6) その他

- ア 契約金額には、データ提出用メディアを含む必要経費一切を含むものとする。
- イ 本業務に関して生じる問題点は、委託者・受託者双方が協議し処理する。
- ウ 本業務による成果物に係る著作権等は、すべて委託者に帰属する。
- エ 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

### 3 業務内容

札幌市気候変動対策行動計画の改定にあたり、(1)及び(2)の資料作成補助・編集等を行う。

なお、データの作成にあたっては、委託者との協議を十分に行い、グラフや図などを用い、可能な限りわかりやすく読みやすいデザインとなるよう努めること。

#### (1) 第13次札幌市環境審議会・第13次札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会等の資料作成補助

学識経験を有する者やエネルギー事業者等からなる標記会議等において、以下の支援業務を行うこと。

##### ア 会議資料の作成補助

受託者は下記の会議資料の作成を補助することとし、委託者の指示する内容を反映させるとともに、必要に応じて受託者自ら調査やデータの収集を行うこと。作成資料は下記(ア)から(エ)のとおりとし、下記(ア)から(ウ)の資料は委託者から提供されるデータ（Microsoft Word、Excel、Power Point等の形式）をもとに、会議結果の反映等を行うこととする。各資料の内容は委託者と十分調整すること。

- (ア) 札幌市気候変動対策行動計画（計画書）
- (イ) 札幌市気候変動対策行動計画（概要版）
- (ウ) 必要に応じて、温室効果ガス削減量データの修正補助
- (エ) その他、必要に応じて、追加資料の作成等

##### イ 資料作成回数

下記(ア)から(ウ)の資料作成を想定し、計5回分の会議資料作成補助を行うこと。

##### (ア) 第13次札幌市環境審議会用資料の作成

2～3回開催予定（9月～3月頃、メール照会等を行う場合も対象とする）

##### (イ) 第13次札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会用資料の作成

1～2回開催予定（8月頃、メール照会等を行う場合も対象とする）

##### (ウ) 庁内会議や議会対応の資料作成

##### ウ （参考）前回の会議資料

##### (ア) 第13次札幌市環境審議会

下記ホームページに掲載のとおり。

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo\\_shingikai/13dail/13dailannai.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/13dail/13dailannai.html)

**(イ) 第 13 次札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会**

前回開催資料は下記ホームページに掲載のとおり。

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo\\_shingikai/13\\_bukai/bukaidail.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/13_bukai/bukaidail.html)

**エ 成果品**

データ交換フォルダ等によりデータを提出すること。ただし、データ容量が大きい等、事情により CD-R での提出も認める。

**(2) 小学生・中学生向けの意見募集に向けた資料作成補助**

上記(1)で作成する資料データをもとに、小学生・中学生向けの意見募集冊子の原案を作成すること。作成にあたっては、下記オに示す前回資料を参考にすること。

**ア 規格**

- (ア) 仕上り寸法：A4判、12 ページ前後
- (イ) 刷色：両面 4 色カラーで印刷予定
- (ウ) 校正：3 回程度（内校正は必ず行うこと。）

**イ 成果品**

- (ア) 印刷用データ（ai（Adobe 社 Illustrator）形式及び Adobe 社 Illustrator に対応した PDF ファイル）
- (イ) 最終データを落とし込んだ Microsoft 社 Word もしくは PowerPoint 形式のデータ
- (ウ) (ア)印刷用データの印刷物（カラー）2 部
- (エ) その他関連データ一式

**エ データ提出期日**

令和 7 年 11 月 14 日（金）※委託者の指示がある場合はこの限りではない。

**オ 前回の資料掲載 URL**

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou\\_plan2020/public\\_comment/documents/kids\\_comment\\_all.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/public_comment/documents/kids_comment_all.pdf)

**カ 成果品**

データはデータ交換フォルダ等により提出すること。ただし、データ容量が大きい等、事情により CD-R での提出も認める。

印刷用データの印刷物（カラー）は郵送等により提出すること。

#### 4 業務実施における留意点等

本業務の作業にあたっては、契約直後から早々に資料作成に着手する必要があるため、予め次の内容について留意すること。

- (1) 「札幌市気候変動対策行動計画」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（2024年4月環境省）、を参考にし、内容を十分に理解した上で業務を行うこと。

※「札幌市気候変動対策行動計画」

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou\\_plan2020/index.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/index.html)

※地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual3.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual3.html)

- (2) 既に開催済の「第13次札幌市環境審議会」「第13次札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会」の内容を十分に理解した上で業務を行うこと。

※「第13次札幌市環境審議会」「第13次札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会」

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo\\_shingikai/13dail/13dail.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/13dail/13dail.html)

#### 5 業務実施期間

契約日から令和8年3月31日（火）までとする。

#### 6 納品場所及び検査場所

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側

#### 7 業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課 坂井

TEL：011-211-2877 FAX：011-218-5108